

公示送達書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び
多摩市市税条例第18条の規定により、下記の送達書類を公
示送達する。

なお、この書類は当市役所納税課で保管し、送達を受ける
べき者の申し出がある場合は、交付する。

令和8年6月26日

多摩市長 阿部 裕行

記

送達を受け るべき者	氏名 (名称)	北山 大樹
送達する 書類の 名称	地方税法第329条に基づく文書	
	以下余白	

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して

7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。